

2 経済的支援の強化

- ① 就学援助制度の基準額を大幅に引き上げる。
- ② 就学援助世帯にとって特に高額な中学校の修学旅行費の積立をなくし、市が旅行代理店に直接支払う。
- ③ 高校奨学金の成績要件を撤廃し、希望した生徒が全員受けられるような制度とする
- ④ 市独自に返済不要の給付型大学奨学金制度を創設する。大学奨学金の貸与枠を拡大する。
- ⑤ ひとり親家庭の特別乗車証交付事業を再開する。民営バスにも使えるようにする。交通費助成制度について、償還払いではなく現物給付とする。
- ⑥ 生活保護世帯の子どもが大学、専門学校へ進学する際、世帯分離が行われ生活保護費が減額される。生存権の保障と学問の自由の観点から減額分相当の支援を行い、国に是正を求める。

3 児童養護施設について

- ① 入所者が社会的自立を果せるよう、最大22歳まで児童養護施設等で就労や生活に関する相談支援等を受けながら、生活するための必要な居住費・生活費を支給する「社会的養護自立支援事業」(国庫補助1/2)を、さらに充実させる。
- ② 退所者等に市営住宅の空き部屋を低廉な家賃で提供する制度を創設する。自立に向けた住居設定費用の助成等を行う。
- ③ 自立に向けた準備の取組やアフターケアを行う「自立支援コーディネーター」を常勤配置し、進学や就職に向けてのサポートや退所後の生活支援を行う。

第二章 一人ひとりの子どもたちが大切にされ、すべての子どもたちの成長・発達を支える教育の実現のために

子どもの個人の尊厳を尊重した、子どもの声にいていねいに応える教育でこそ、子どもたちは豊かに育ちます。その

ためには、一人ひとりに目が届く教育条件と、子どもの状態に応じて教育をすすめられる自主性が欠かせません。また、多くの国民が、幼児教育から大学教育まで誰もがお金を気にせず教育を受けられるようになることを願っています。「持続可能な開発目標」(SDGs)も「質の高い教育をみんなに」をきっかけ、無償教育の拡大を強調しています。

ところが、歴代の自公政権の下で教育予算は世界最低水準となりました。公財政教育支出の対GDP比はOECD諸国の平均4・1%に対し、日本は2・8%でOECD諸国最低です。この教育予算の実態を放置する一方で、過度の競争と管理を教育に持ち込むという、最悪の教育政策を続けてきました

その結果、国、川崎の教育はどうなったでしょうか。

―重すぎる教育費負担は学生を苦しめ、親世代が子どもを産むことをためらう最大の要因にもなっています。

―学校現場は多忙化がとまらないうえに教育の自主性が損なわれ、長時間労働の常態化で教職員は疲弊し、川崎市
の欠員、未充足は2023年2月時点で136・5名に及ぶという異常事態となっており、子どもの学ぶ権利が守られていない危機的状況となっています。

―1クラス20〜30人が当たり前な欧米諸国にたいし、日本では中学高校は40人学級、小学校も35人学級です。

―不登校の子どもの割合は「安倍教育改革」の8年間で2倍近くに増え(2012年1・09%/2020年2・05%)、川崎でも直近の2021年度調査結果で小中学校併せて2453人と過去最多を更新、過去10年間では中学校で1・5倍、小学校で4・5倍と増加に歯止めがかからない状況です。

―国連や子どもの権利委員会が、いじめや不登校及び自殺の原因となっている高度に競争的な学校環境を見直すよう求めた勧告の趣旨にも反する川崎市学習状況調査を2023年度より小学校4年から中学3年まで拡大して毎年実施を強行しました。

―理不尽で不合理な校則に象徴される過度の管理教育は、子どもを人間として傷つけ、教員も苦しめています。

市民の意見に耳を傾けながら、子どもを人間として大切に
する教育政策へと転換し、教育費の負担軽減、過度の競争と管理をなくして、子どもも保護者も教職員も生き生きとする学校を支える方針を打ち出すべく、以下の項目の早期実現を強く求めるものです。

(二) 憲法・子どもの権利条約・川崎市子どもの権利に関する条例にもとづいた教育をすすめる

1 子どもの権利条約・子どもの権利条例にもとづき、子どもの命と人権を大切にし、体罰・いじめなどをなくしていく教育をすすめる。

① 子どもの意見表明・話し合いの場面を増やし、子どもを主権者として正しく権利行使ができるよう育てていく教育をすすめる。

② 地域教育会議の充実を図る。

③ 暴力や差別・偏見をなくし、人権を大切にする教育をすすめる。安易に警察導入しない。

④ 「いじめ」という言葉を使わず「トラブル」として解消すべきではありません。いじめを人権問題として捉えた教育を全校で実施する。

⑤ 学校の中で不登校の生徒の居場所づくりとして、別室指導等にも対応するスクールカウンセラーや不登校支援コーディネーターの配置等、不登校対策に特化した人員の確保、施設環境の整備をすすめる。

⑥ 不登校児童生徒の保護者との連携、支援を行っている「親の会」等との連携、支援強化を図る。

⑦ 昨年12月に改訂された「生徒指導提要」では、「児童の権利に関する条約」の理解は、教職員、児童生徒、保護者、生徒にとって必須だとした上で、子どもの意見表明権を明記し、「校則の運用・見直し」について、1つ目は「学校のHPに公開し、制定した背景についても示す」2つ目は「見直しのプロセスを明示化する」3つ目は子どもの意見表明権を踏まえて「見直しの過程に児童生徒が主体的に参加していくことに教育的意義がある」ことが盛り込まれました。

ア 改訂提要の主旨にそって「児童生徒や保護者とその意に疑問を感じるようなルールや教職員が合理性がないと思われる校則は、学校が主体的に見直しを行い児童生徒と一緒にやってよりよいものにしていくことを全ての学校に徹底させる。

イ 改訂提要の主旨を徹底させていくために、校則を見直す活動について、各学校の支援教育コーディネーターや生徒指導担当者だけでなく、全教職員に普及をし、共有する

ウ 「地毛を黒髪に強制的に染髪させられる」「ツーブロック禁止」「下着の色の指定とそのチェック」など、児童

生徒の人権を侵害するような校則が全国的な問題になっている。文科省が校則見直しについては、行うように指摘しているのですから、校則を見直すことを、明文化すべきです。その際児童・生徒の参加のもとで校則のチェックを行う。

エ 改訂提要求を生かしていくためにも、生徒手帳に川崎市子どもの権利に関する条例を掲載する援助を行う。

⑧ 全国に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を行い、人権と共生のまちづくりを進めてきた川崎市にふさわしく、子どもたちが平和と人権について学ぶ機会を増やす取り組みをすすめる。

⑨ 「日の丸・君が代」の強制など、子どもの内心の自由を侵すような教育は行わない。

⑩ 半旗の掲揚は、児童生徒の思想・良心の自由の侵害が問われる問題です。弔意を強制しない。

⑪ 18歳選挙権の実施に伴う主権者教育は、子どもの権利条約・子どもの権利条例に則り、すすめる。

⑫ あらゆる児童生徒の人権が保障され、互いに認め合い尊厳が大切にされる教育行政を行う。

ア 多様な性のあり方に寄り添い、保障する学校教育を行う。

イ 2013年度以降交付されていない、朝鮮学校の施設整備への補助金、授業料の負担を軽減する補助金を復活させる。(11章に後掲)

⑬ 中学校夜間学級の充実をはかる

ア 令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果により、川崎市には義務教育未修了者が4236人いることが明らかになった。夜間中学での学び直しを必要とされる4000人を超える状況に対し、いつ、どのように解消していくのか、目標と計画を立てる。

イ 中学校夜間学級を統一的に担当する部署を設置する。

ウ 市内の義務教育未修了者や西中原中学校夜間学級の生徒の通学実態調査を実施する。

エ 義務教育未修了者が他の自治体であっても西中原中学校夜間学級への入学を求める。

オ 西中原中学校夜間学級要綱第4項の「入学の許可」の(4)「就学に支障のないもの」という入学要件は削除する。また、第6項の「在籍の取り消し」と「再入学は認めない」という文言も削除する。

カ 地域の理解を深めるため定期的な学級公開を実施する。

キ 西中原中学校にはエレベーターが設置されているため「校内の上下移動の心配はありません」といったPRをする。

ク 不登校による「ひきこもり」と呼ばれる人たち、外国籍で実質、義務教育未修了である人たちの学び直しを保障する場としての夜間中学の役割を一層重視し、相模原市のように市の広報（23年6月15日発行）への掲載や関係各方面へ積極的な周知を行う。

⑬ 学校での新型コロナウイルス対策について

ア 複数の感染者が確認された場合等、教職員の希望者に検査が行えるように抗原検査キットを配備する。

イ 江東区等、他都市で進んでいる空気清浄機を各教室へ配備する。

ウ 教職員の業務と位置付けられている消毒作業を、原則「事務支援員業務」とし、それに伴い事務支援員を速やかに全校配置を行ない、さらに1名増員し、2名体制とする。

⑭ ヤングケアラーの支援について

家族の介護のために、学習や友だちづきあいなど、学校生活を送る権利が侵害されているヤングケアラーへの支援は、国でも喫緊の課題とされている。本市としても取り組みを急ぐ。

ア 実態把握を求めたのに対し、「川崎市子ども・若者調査」を上げ一定数存在しているという認識に留まっており、悉皆調査は行なっていない。横浜市の様に更なる実態調査を実施する。

イ 教職員への周知、研修は実施されてきたが、当事者となり得る児童生徒への周知・啓発を行う。

ウ 本市はヤングケアラー支援について、相談支援に取組むという方針だが、国も推進する、ピアサポート支援やオンラインサロンの運営支援なども含め、ヤングケアラーの居場所づくりも進める。

(二) 教育環境を整備する

1 30人学級をめざし、少人数学級を早期に実現する

① 移管された権限を活用し、川崎市独自に学級編成基準、教職員定数の算定基準を改めて中学3年生までの少人数学級を計画的に進める。当面、小学校6年生までと中学校1年生の少人数学級を急ぐ。そのための教室の確保をすすめる、常勤の教職員の採用を進める。

2 教職員の定数内欠員が小・中・高、特別支援学校で270名（2023年5月2日）にも及ぶという異常な事態。臨時的任用教員等240人を補充した後でもまだ教諭不足が解消されていない。はじめから大量の欠員を見越した

職員の配置計画を立て、1年任期で不安定雇用の臨時任用職員等で補充するやり方は標準定数法違反です。正規職員に負担を押し付け、産休・育休・病休の代替教員も見つからなくなるなど、教育環境等にも重大な影響が出ている。

① 教育委員会内に担当職員を配置して現場の実態を正確につかみ、標準定数法通りの正規職員の配置を行い、欠員を解消する。定数内欠員の解消のため、校種別に、2024年度の削減目標をたて、目標達成のために努力する。

3 教職員の配置を充実させる

① 通常学級に在籍する特別な支援が必要な子どもたちへの有効な支援を実施するため、正規教職員の加配を実施する。

② 教育困難に陥った学級や不登校など生徒指導上の課題を抱える学校を支援するため、教職員を配置する。

③ 全中学校に生徒指導担当教諭を配置するために川崎市が独自の支援策をとる。

4 教職員の長時間・時間外労働、学校の多忙化解消のために、抜本的な対策を講じる

① 2022年3月の『第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針』で、これまで目標にしていた「過労死ラインの月80時間を超える時間外在校等時間の教職員をゼロにする」を投げ捨て、「6カ月の平均が80時間を超える教職員を可能な限りなくしていく」との目標に下方修正された。従来の目標に戻し、その実現を追及する。

② 市教委として提出書類や研究推進校の募集枠の大幅な削減、事務支援員の配置等を行い、教師が子どもと向き合える時間を保障する。

③ 産休の場合に、年度当初から代替の教員を配置し引き継ぎつつ勤務する「先読み加配」を継続実施する。
増加している学校現場でのパワーハラスメントを根絶するため、他の自治体でも進められている「パワーハラスメント防止指針」を作成する。

6 労働安全衛生法の規定にもとづいて、安全衛生委員会を定期的に開催し、過重労働の防止対策を実施する。産業医による職場巡視を行い、当面、全校で年に1回行われるよう産業医の増員をはかる。

7 脳ドック、骨ドックの実施など教職員健康診断の項目の充実をはかる。

8 教育に成果主義を持ち込む管理職による人事評価はやめる。

- 9 管理職の民主的任用制度を確立し、全ての教職員に開かれた制度とする。
- 10 臨時的任用教員・非常勤講師・会計年度任用職員として働く教職員の賃金・休暇・勤務時間・交通費などの勤務条件を、同一労働・同一賃金の原則に基づき、早急に改善する。
- 11 政令市移管にあたり、市職員と同じ扱いにする理由で年休の時間単位の取得を廃止したが、教職員固有の職務や勤務態様の特殊性を尊重し、教職員の勤務条件や処遇などについて教職員と引続き協議をする。(平成30年よりもとに戻っている)
- 12 政令市移管の際に住居手当などの諸手当が減額されたが、教員の人材を広く確保するためにも、教職員と引続き協議する。
- 13 「習熟度別指導」の取組みが続いている。教室での学習は多様な子どもとの学び合いであり、生徒同士教え合ったり、いろいろな発言を聞いて納得したりすることで、理解を深めあうことができる。習熟度別の編成で子ども間に差別感が生じてはならない。1クラスの児童生徒数を少なくし少人数学級を進めることを基本にする。また加配教員で少人数学級にするか習熟度別学習にするかの判断については学校の教員の判断を尊重し、決して押し付けたり誘導したりしない。
- 14 学校図書館司書の体制を充実させる
 - ① 小学校への配置は2023年92人、24年114人で全校配置する計画となっている。計画を前倒しし全小学校に急ぎ配置する。中学校への配置を検討する。
 - ② 近隣自治体と比べて劣悪な司書の待遇(2022年6月時点、横浜市の学校司書は1日6時間以内、週5日勤務、年175回で総時間数は1015時間、非常勤特別職員で報酬は時給1100円、年額111万6500円)ですが、川崎市は、1回3時間、年間150回、報償費については、1回3時間3000円、年額45万円)を改善し、非常勤として配置する。
- 15 2018年5月に策定された「部活動に係る方針」に示された「週2日以上休養日の設定」「ある程度長期間のオフシーズンの設定」「1日の活動時間の制限」などを着実に実施する。全校配置の効果が確認されている部活動指導員については2023年は13校で複数(2名)配置の予定。要望のある学校では、複数の配置をする。
- 16 地域運動部活動推進事業を今年度は10校で実施する予定となっているが、外部委託する際、生徒の保険料等の負担はないとのこと。今後も公費負担で行う。

17 学校医の加配基準、40学級以上で一人という基準は他政令市（相模原市500人以上で一人）と比べ厳しすぎる。子ども達の健康の為に加配基準の見直しを行う。

(三) 安全でおいしい栄養ゆたかな学校給食の実現を

- 1 小・中学校の給食無償化を行う
- 2 本市の小・中学校の年間給食回数は小学校187回（全国平均192回）、中学校1・2年生165回、3年生155回（全国平均188回）となっており全国平均より低い水準となっている。給食提供回数を増やす。
- 3 中学校給食の改善・充実を
 - ① 「当日搬入・当日調理」を厳守し、国産の食材を活用し、安全で安心な給食を実施する。
 - ② 栄養士・栄養教諭の配置について、自校調理方式の4校にはそれぞれ配置されて生徒と直接ふれあい専門職として生きた食育を行っているが、南部センターと中部センターには4人ずつ、北部センターは3名の栄養士のみ配置で、全中学校への巡回訪問を行うことも厳しい状況にある。区内の中学校を巡回して生きた食育を進められるよう、せめて区に中学校数に応じた栄養士・栄養教諭を複数配置する。
 - ③ 北部給食センターについて、給食業務の透明性を確保するためにも、調理状況が常時ライブカメラで市民に分かるようなモニタールーム等を確保する。
 - ④ 残食率を見ても明らかのように、自校調理校を増やす方向を検討する。
- 4 小学校給食の改善・充実を
 - ① 自校献立を増やす。引き続き国産の食材を100%使用し地元でとれた食材を活用する。遺伝子組み換え食品は引き続き使用しない。
 - ② 引き続き、給食食材の放射線測定を継続し保護者への情報公開を徹底する。
 - ③ 食育の充実の視点から栄養士を全校配置する。それが実現するまで、兼務校には、非常勤の栄養士を配置する。
 - ④ 学校からの申請待ちとせず給食調理室と設備の改善を促進する。床はドライ方式とする。特に洗浄シンクは3槽式に整備する。調理員専用のトイレは洋式に改修する。エアコンの設置、休憩室の整備を行う。
 - ⑤ 小学校給食の調理業務のこれ以上の民間委託は行わない。

- ⑥ 夏休みの給食停止期間が7月21日～8月31日となっており今だ3学期制の対応になっている。現在は前期後期制となり、それぞれの学校が夏休みを設定している状況に対応できていない為、夏休み明け長期間給食提供が滞る実態がある。現在の教育環境に適用するよう夏休みの給食停止期間を見直す。
- ⑦ いまだアレルギー対応ができていない小学校24校の環境整備を早期に進める。

(四) 教育関連予算の大幅増額をはかり、学校施設・設備を抜本的に改善する

- 1 学校施設長期保全計画は各学校の緊急性などの状況に合わせ、前倒しでテナポをあげて実施する。同時に老朽化や児童生徒の増加等の実態から、長期保全計画で対応ができない場合は、老朽校舎と体育館の改築を計画的にすすめる。
- 2 過大規模校の解消を早期に実現する。過大規模校の解消は、分離・新設で行う。
- 3 都市再開発、マンション建設の急増などによる就学人口の社会増にともなう学校施設の新設、拡充、改築などは遅れることなく取り組む。
- 4 どの児童・生徒にも学校での移動を保障するため、テナポを上げて計画的にエレベーター未設置校6校(うち木月小のみ計画もなし)への設置に取り組む。スロープなどバリアフリー化をすすめる。
- 5 老朽化した水道管の敷設替えをすすめる。
- 6 学校トイレの快適化について
 - ① 災害時に避難所となることもふまえ、体育館へ多目的トイレの設置をすすめる。
 - ② 臭いがひどいトイレが多いため、業者に委託しているトイレ清掃の委託費を増額し、実施回数を増やす。
 - ③ 市立小・中学校と高校、特別支援学校のトイレなど児童生徒が安心して自由に利用できるように生理用品を設置し、無償で提供する。
- 7 プールなどの施設充実を
 - ① プール未設置校6校、格技室未設置校13校について、早期に整備をすすめる。
 - ② プールへの循環式ろ過装置の設置をはかる。
 - ③ プール清掃の委託費を増額する。

- ④ プール監視員の予算を増額し、夏休み中のプール開放を再開する。
 - 8 体育授業時等に使用する更衣室の早期整備をはかる。
 - 9 小中とも、当面体育時に着替えるときの仕切りなど、場所の確保を行う。
 - 10 教職員の休憩室の計画的設置をする。
 - 11 猛暑が続く状況をふまえ、普通教室の空調設備の更新を急ぐ。
 - 12 特別教室へのエアコンの設置を進める。
 - 13 避難場所となる体育館にエアコンを早急に設置する。
 - 14 固定式の黒板は職員にとつても児童・生徒にとつても使いにくいので、全部の学校に可動式の黒板を設置する。特に低学年の教室から早急に設置する。
 - 15 3年に1回の窓ガラス清掃をさらに期間を短縮して行う。
 - 16 学校運営費・微破損修理費を抜本的に増額する。修繕費も公共工事の差金に頼ることなく増額する。
 - 17 全ての教室に網戸を設置する。
 - 18 遊具の安全に関する規準に基づき学校遊具の撤去が進められているが、177基の撤去を行い68基は再設置されないとのこと。学校、児童生徒、保護者、地域の声を聞き再設置を支援する。
- (五) 子どもをとりまく環境対策の推進をはかる
- 1 インターネットやSNS、ゲームなどに関連したいじめ、犯罪、過大な課金などのトラブルがやまない。インターネット等の利用についての適切な啓発活動やルールの共有化など、積極的な取り組みをすすめる。
 - 2 地域交通安全員を必要箇所に必要な時間、配置する。
 - 3 通学路の安全点検を引き続き定期的に行い、危険個所の改善・安全対策を急ぐ。
 - 4 通学路のブロック塀について撤去の補助率を引き上げるとともに、構造物の新設についても補助を行い改修を促す。
 - 5 道交法の改訂もふまえ、正しい自転車の乗り方を周知していく必要がさらに増している。自転車の交通安全教育を進める。

6 ワークルールの啓発を行う。

(六) 高校入試の改善をはかり、給付型奨学金制度を拡充する

神奈川県は2013年以来、県立高校を25校も減らしてきた。さらに県立高校改革実施計画(Ⅱ期)では、2020年度に6つの高校を3校に再編・統合したのに続き、2023年4月から瀬谷高校と瀬谷西高校、逗葉高校と逗子高校、城山高校と相模原総合高校が、2024年4月からは厚木高校と厚木商業高校が再編・統合される予定となっている。さらに2024年度からの4年間で県立高校10校(田奈・麻生総合、旭・横浜旭陵、横浜桜陽・永谷、藤沢清流・深沢、小田原城北工業・大井)を5校に再編・統合する方針を明らかにした。

神奈川県立高校の2023(令和5)年度の全日制の募集定員(特別枠を除く)は41507名(前年比400名増)だが、23年度公立中学校卒業予定者数67182名と比較しても、神奈川県の中学生の進路を厳しい状況に追い込んでいる。加えて川崎市立高校の入学定員は1590名と前年から増加していない。

- 1 中学校を卒業した生徒が不本意な思いで高校に入学することのないよう、県立高校と川崎市立高校の募集定員枠を増やすよう県に要請する。
- 2 国と県に対して私学助成金、就学支援金、学費補助金の増額を要求し、保護者負担の軽減に努める。
- 3 市独自の給付型奨学金制度の成績要件を撤廃し、希望した生徒が全員受けられるような制度とする。
- 4 県立田奈高校と麻生総合高校の統廃合を中止するよう県に申し入れる。

(七) 「市立高校改革推進計画」を抜本的に見直す

中高一貫校である市立川崎高校付属中学校には2023年度も564人が受検、4・7倍の高倍率で344人もの不合格者を出すことになった。受験競争の低年齢化を市教委自らが推し進めていることになり、新たな中学校生活を始める前に、不合格になった多数の児童が受けたダメージは計り知れない。

- 1 市教委が中高一貫校をつくったため、12歳の段階で選別することとなり、さらなる競争教育の低年齢化はさけら

れない。今後、入学者の決定については「無作為の抽選」とする。

2 市立高校においての全日制普通科の定員増を強く求める。

3 定時制高校の再編にあたっては、現在の全ての定時制課程は廃止しない。

4 定時制の1クラス定員は35人が原則だが、更なる少人数化をはかる。募集定員の増を行うときは学級増で対応し、必要な教職員の配置を行う。

5 定時制高校の給食費を無料にする。

(八) 特別支援教育を充実させる

発達障害の知見が広がってきたこともあり、特別支援教育を必要とする児童生徒が大きく増えている。これらの児童生徒が希望する学校や学級に入ることができ、適切な特別支援教育を受けられるよう環境整備に取り組むことがますます重要になっている。

文科省は2022年3月31日、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」との通知を发出し「すべての新規採用教員がおおむね10年目までの期間に、特別支援学級や特別支援学校の教師を複数年経験するよう努めること」とした。就職後数年の教員が特別支援学級の担任になることを義務付けることはあまりに乱暴であり行うべきではない。

教員の資質の向上という点では、特別支援学級の担任が特別支援学校教諭の免許を持っている割合は3割程度であり、経験も知識も不十分で不安を持つ教員がいることも事実であり、採用後も免許取得を積極的にすすめ、専門知識を持った教員を増やすとともに、受け持ち人数を減らして十分な支援ができるように体制確保を行うべきである。

1 川崎市幸区の「旧河原町小学校跡地」に県立特別支援学校が新設されることになったが、特別支援学校を必要とする児童生徒の増加は続いている。引き続き特別支援学校の増設の必要性を検証する。

2 特別支援学校の対象は知的障がい児とのことだが、近年の知的障がいの生徒でも車イスや杖を使用する生徒がいる為、学校設備は知肢併置とするよう県に要望する。

3 特別支援学校、特別支援学級に通学する児童生徒が増加している実態をふまえ、教室や作業室の増設、老朽化対

- 策など施設設備の早期充実をおこなう。
- 4 すべての特別支援学校にスクールカウンセラーの配置を行う。
 - 5 通学保障体制の充実のため、スクールバスの増車とともに、正規添乗員を常時複数にする。
 - 6 特別支援教育サポート事業を高校まで含め、ニーズに応じたサポーターの増員とサポーターの勤務条件の改善を引続き行う。
 - 7 特別支援教育における学級担任は5人に1人の配置とするよう、国に働きかける。市単独で計画的に5人に1人の配置とする。
 - 8 自閉症スペクトラム症など様々な特別支援学級担任の研修を充実させる。
 - 9 ギフテッドへの適切な支援を行う。
 - 10 通級指導教室（ほとんどの学習は在籍校で受けながら、定期的に通って一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室。現在、市内には言語7カ所、情緒等7カ所、難聴1カ所）の充実をはかる。
 - ① 小学生から中学生まで「ことばの教室」での指導を必要としているすべての子どもたちを通級の対象として認め、必要な教室を確保する。
 - ② 在籍校の授業を抜ける必要が最小限になるよう通級の指導時間の枠（放課後・土曜日・夏季休業中など）を増やす。
 - ③ 指導にあたる教員が増えないため、指導の回数が減った、担任の先生と話す時間が少なくなった、あるいは、通級の先生の負担が大きいかを不安に思う保護者が多い。市独自に通級の教員増を図る。
 - ④ 移動や交通が不便なために通級を諦めるケースもあることから、通学の負担を減らすために近隣の小学校（例えば中学校区ごと）に、巡回教室をつくる。
 - ⑤ 人口増加が著しい地域の児童数増加に伴い、要支援の児童も増加していることに対応するため、通級指導教室を増設する。
 - 11 児童生徒の高次脳機能障害、医療的ケア児とその家族への支援を強化する。
 - ① 小中高校生における高次脳機能障害児の実態調査を行う。
 - ② 進学するときには、より丁寧な引継ぎが必要である。教育委員会の中に、高次脳機能障害の担当部署を設け、コーディネーターを配置する。

- ③ 高次脳機能障害に関する専門機関（健康福祉局、高次脳機能障害センター）や、高齢・障害課と連携をとる。
- ④ 教職員を対象に、高次脳機能障害についての研修を実施する。
- ⑤ 医療的ケア児支援法で、学校の設置者・地方自治体は看護師や医療的ケアを行える介護士等を配置することが位置付けられた。その位置付けにふさわしく、医療的ケア児の家族の支援、医療的ケア児が通う学校への看護師等の配置を行う。

12 ろう教育について

- ① 聴覚障害の特性に配慮していることを示すために「聾学校」の名称の維持を強く要望する。
- ② 聴覚障害のある児童・生徒の教育にあたっては、手話によるコミュニケーションが成立する集団の確保が必要であることから、川崎市立聾学校の生徒数を増やすための対策を引き続き講じる。
- ③ 就学相談の場においてろう教育の専門家を配置する。
- ④ 難聴学級の担任は支援級を兼任しているケースが多く専門性を持たない教職員もいる。必修研修を設ける等、専門性を向上する。
- ⑤ 「きこえ」の通級指導教室を南部・北部にそれぞれ設置する。
- ⑥ ろう学校の授業に「ろう教育の歴史」について勉強する機会を設ける。

（九）義務教育費の保護者負担を軽減する

中学校までの義務教育は無償とされているが、柔道着や制服、様々な副教材や修学旅行などは自己負担とされている。2021年度の保護者の払う学校徴収金は小学校6年間で約37万8千円、中学校3年間で約22万5千円と重くしかかっており、経験したことのない物価高騰が追い打ちをかけている。義務教育における保護者負担の軽減、就学援助制度の拡充は待ったなしで求められている。

1 学校での保護者負担の軽減を図る

- ① 保護者負担軽減のために「公費・私費区分の要綱」を改めて見直す
- ② 修学旅行費の保護者負担を軽減するための見直しを行う。特に企画手数料は公費負担とする。

③ 教育活動の一環として行う自然教室の食事代の公費負担を復活させる。社会見学など指導のために要する経費に該当するものについて公費負担とする。

④ 小学校・中学校の給食費を順次無償化する。

⑤ 算数セットや柔道着・彫刻刀など、使用頻度の少ないものは貸し出し・リサイクルなどを検討する。

⑥ 保護者の意見を聞く場を設け、ジャージや制服代の負担軽減を図る。

⑦ 現在、全額自己負担としている市立高校で使用する端末のリース代等への公費補助を実施する。

2 就学援助制度を拡充させる

① 制度の利用条件を満たしている世帯の半数しか就学援助制度が利用されていない。保護者が心理的ブレーキを働きにくくするため、新宿区のように「お子さんが楽しく勉強できるように」といった「子どもの利益」が趣旨であることを伝える文言を記載する。

② 認定基準を現行の「生活保護基準の1・0倍」から、「1・2倍」以上へと引き上げる。

③ 小中学校の入学説明会や入学式、また進級時の学年懇談会などの機会に、書類配布だけでなく就学援助制度を丁寧に説明し、保護者に書類の提出をよびかける機会を設ける。

④ メガネ代を支給品目として復活させ、校外活動費の支給限度額を6500円に戻す。

⑤ 国が就学援助項目に追加した生徒会費、PTA会費とともに、必修化された武道にかかわる柔道着代などの体
育実技用具費を就学援助費として支給する。

⑥ 入学前の3月に支給される新入学準備金のさらなる拡充をはかり、せめて実際にかかる費用は支給できるように改める。保護者のニーズをふまえて適切な支給時期を引き続き検討する。

⑦ 修学旅行費の積み立てを免除し、就学援助制度利用世帯の子どもが参加できるようにする。

⑧ 物価高騰の影響による家計状況の変化の場合など、年度途中でも利用できることを周知する。家計急変の場合の必要書類の提出について、3か月分の給与明細の写しがあれば審査を行うなどの臨時措置を実施する。

(十) 教育委員会の独立性と政治的中立を確保し、憲法に基づく教育を

1 教育委員会は、「政治的中立」を確保し、ひきつづき市長から独立して自主的に決定できる権限を拡大する。

- 2 教育委員会の権限に属する事務の決定を、市長は尊重し予算面での実現に努力する。
- 3 教育委員の公選をめざし、当面は準公選制を実施する。
- 4 教育委員会会議は、市民に開かれた会議とする。傍聴席も設ける。
- 5 市教育委員会は市立学校などに対し、2022年7月12日の安倍晋三元首相の葬儀に合わせて半旗を掲揚するよう依頼した。本来ならば総務企画局からの依頼文書を受け取っても、教育委員会が憲法上の問題と認識して自律性を発揮し、学校には通知を送らないという判断すべきである。市教委はこうした対応を今後改める。
- 6 音声データについて、公文書であるという審査会の答申を徹底し、各局に公文書として保管義務を徹底し、開示請求の対象として公開することを徹底する。再発防止のための組織として第三者を加え、より実効性のある制度に改善する。

第三章 国の社会保障切り捨てに抗し、市民生活を守る防波堤の役割を

医療・介護・年金などの社会保障制度の後退が進められています。岸田政権の2023年度社会保障関係費は自然増見込額5600億円を1500億円削減し4100億円に抑制しました。削減の内訳は薬価引下げや雇用調整金コロナ特例縮減、後期高齢者医療の患者負担増、保険者機能強化推進交付金見直し等による国費削減です。一方で軍事費の2倍化、5年間で43兆円とする方針です。国民に「自助」「自己責任」を押し付け、政治責任を放棄する冷酷な姿勢は改めなければなりません。ひき続く物価高騰と所得減少で生活を苦しめています。川崎市は国の社会保障切り捨てから、市民生活を守る防波堤の役割を果たさなければなりません。

(一) 医療体制の強化、地域医療の充実をすすめる

- 1 マイナナンバー制度の根本からの再検討、健康保険証廃止は撤回を
マイナンバーカードのシステムトラブルは、本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録、窓口負担割合が健康保険